平成２４年（へ）第１号
愛媛県今治市高地町２丁目乙434番地
申立人　有限会社中村電気水道
代表者代表取締役　中村　一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月15日
平成24年10月15日　今治簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ07928
金額　586,792円
支払期日　平成24年10月20日
支払地　愛媛県今治市
支払場所　株式会社伊予銀行今治支店
振出日　平成24年７月17日
振出地　愛媛県今治市
振出人　株式会社アイセイテック　代表取締役　渡辺　憲之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２１号
福岡県太宰府市大佐野２丁目11番35号
申立人　ハウジングコート株式会社
代表者代表取締役　宮﨑　雅夫
権利を争う旨の申述の終期　平成25年１月30日
平成24年10月15日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　Ｋ893056
金額　977,550円
支払人　株式会社オオモリ総建
支払期日　平成24年９月５日
支払地　福岡市
支払場所　西日本シティ銀行博多支店
振出日　平成24年５月25日
振出地　白地
振出人　白地
引受人　株式会社オオモリ総建　代表取締役　西原孝四郎
受取人　白地
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から今次戦争による生死不明者に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、戦時死亡宣告を受けることになります。また、生死不明者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第４３５号
岩手県盛岡市内丸10―１
申立人　岩手県知事　達増　拓也
本籍岩手県奥州市水沢区姉体町字寺ノ西15番地、最後の所在本籍に同じ
今次戦争による生死不明者　石川　喜一
大正３年１月５日生
公示催告期間満了日　平成25年５月11日
盛岡家庭裁判所

失踪宣告

平成２３年（家）第６９６８号
本籍愛媛県新居浜市田の上４丁目31番地、最後の住所大阪市住吉区西田辺町55番地
不在者　大原　　廣
明治44年10月７日生
平成24年10月11日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１９１９号
本籍神戸市中央区日暮通５丁目２番地４、最後の住所神戸市東灘区本山町中野字戸田筋10番地
不在者　林田與志雄
昭和25年４月20日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１９２０号
本籍神戸市中央区日暮通５丁目２番地４、最後の住所不詳
不在者　林田　　進
昭和27年11月11日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第６６３号
本籍兵庫県宝塚市伊孑志２丁目７番、最後の住所兵庫県宝塚市伊孑志２丁目７番14号
不在者　宮﨑　　整
昭和15年11月27日生
平成24年10月11日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

平成２３年（家）第１７４２号
本籍長崎県佐世保市潮見町29番地、最後の住所広島市中区昭和町８番33号
不在者　白石　　實
昭和７年９月28日生
平成24年10月10日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第４１号
本籍広島市南区段原２丁目14番、最後の住所広島県呉市阿賀町3247番地１
不在者　平尾　貞市
明治45年３月20日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

平成２３年（家）第４８７号
本籍沖縄県浦添市前田２丁目1965番地、最後の住所熊本県熊本市渡鹿６丁目６番40号
不在者　比嘉　仁助
昭和11年８月７日生
平成24年10月12日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３３５号
本籍沖縄県沖縄市照屋１丁目14番、最後の住所沖縄県沖縄市安慶田１丁目３番９号島袋アパート３階奥
不在者　前田　高道
昭和14年１月30日生
平成24年10月10日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２４年（家）第８６１号
本籍大阪府和泉市和気町２丁目３番、住所愛知県西尾市住崎町経塚10―１
申立人（失踪者）　森　　章
昭和37年12月12日生
平成24年10月11日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

平成２４年（家）第２４３０号
本籍青森県三戸郡南部町大字平字田中平56番地、住所大阪府大阪市西成区玉出中２―12―21　幸梅荘西棟41
申立人（失踪者）　佐藤久一郎
大正13年11月11日生
平成24年10月11日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第８９４号
本籍神戸市中央区下山手通８丁目57番地１、住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号社会福祉法人大阪自彊館三徳寮
申立人（失踪者）　植田　孝男
昭和23年１月５日生
平成24年10月10日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２１８６号
東京都杉並区宮前４丁目31番13号
債務者　株式会社豊栄商会
代表者代表取締役　横野　隆弘
１　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　明人
４　破産債権の届出期間　平成24年11月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２号
富山市針原中町335番地
債務者　有限会社アトラス
代表者取締役　角内　　純
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　晃司
４　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前11時
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０８号
愛知県田原市野田町尾ケ坂西２番地
債務者　被相続人亡河合建工こと福嶋浩之相続財産
１　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　　至
４　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時35分
名古屋地方裁判所豊橋支部